【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2025年6月27日

【会社名】ウェルネオシュガー株式会社【英訳名】WELLNEO SUGAR Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 貢司

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町14番1号

【電話番号】 03(3668)1293

【事務連絡者氏名】執行役員 財務部担当 大場 健司【最寄りの連絡場所】東京都中央区日本橋小網町14番1号

【電話番号】 03(3668)1293

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務部担当 大場 健司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年6月26日開催の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2025年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

当期末の剰余金の配当を、当社普通株式1株につき56円とすることを決議するものであります。

第2号議案 吸収合併契約承認の件

2025年10月1日(予定)を効力発生日として、当社を存続会社、第一糖業株式会社を消滅会社とする吸収合併契約を承認するものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、仲野真司、山本貢司、伊藤成人、飯塚佳都子、藤原浩、山東理二、南勝之および太田 晋二の8氏を再選、小西正人氏を新たに選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、浅岡香保里氏を新たに選任するものであります。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬制度(RS信託)導入の件 当社の取締役(社外取締役を除く)を対象に、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度(RS信 託)を導入するものであります。

第6号議案 監査役に対する報酬額の改定の件

当社の監査役の報酬月額の総額を6百万円以内に改定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議決権の状況

議決権を有する株主数 34,100名

総議決権個数 327,262個

議決権行使状況

議決権を行使した株主数 18,982名 (うち本総会当日出席した株主数 47名) 行使された議決権個数 285,426個 (うち本総会当日出席による行使 205,250個)

議決権行使結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果および 賛成割合(%) |
|--------|---------|--------|-------|------|---------------------|
| 第1号議案 | 283,823 | 345 | - | (注)1 | 可決 99.43 |
| 第2号議案 | 283,798 | 372 | - | (注)2 | 可決 99.42 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 仲野 真司 | 279,220 | 4,950 | - | (注)3 | 可決 97.82 |
| 山本 貢司 | 280,156 | 4,014 | - | (注)3 | 可決 98.15 |
| 小西 正人 | 283,404 | 766 | - | (注)3 | 可決 99.29 |
| 伊藤 成人 | 283,387 | 783 | - | (注)3 | 可決 99.28 |
| 飯塚 佳都子 | 282,308 | 1,862 | - | (注)3 | 可決 98.90 |
| 藤原 浩 | 283,274 | 896 | - | (注)3 | 可決 99.24 |
| 山東理二 | 283,291 | 879 | - | (注)3 | 可決 99.25 |
| 南勝之 | 266,690 | 17,480 | - | (注)3 | 可決 93.43 |
| 太田 晋二 | 266,785 | 17,385 | - | (注)3 | 可決 93.46 |
| 第4号議案 | | | | | |
| 浅岡 香保里 | 278,338 | 5,831 | - | (注)3 | 可決 97.51 |
| 第5号議案 | 282,968 | 1,202 | - | (注)1 | 可決 99.13 |
| 第6号議案 | 282,744 | 1,426 | - | (注)1 | 可決 99.05 |

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の 集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本定時株主総会当日 出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上